



中学生のみなさんへ

「子どもの権利条約」(児童の権利に関する条約)は、
18歳未満のすべての子どもの人権の尊重、保護の促進を目的として、
1989年(平成元年)11月に国際連合の総会で全会一致で採択されたものです。

我が国は1990年に署名、1994年に批准(国会で承認)し、
その年の5月22日から効力が生じることになりました。

子どもの真の幸せは、大人だけが考えるものではありません。

大人と子どもと一緒に考えるべきものです。

このパンフレットを手がかりに、自分たちの権利や責任について
みなさんで考え、話し合ってみましょう。



新潟市教育委員会

差別や 偏見は どうして生まれ るのでしょうか？

みんな仲間です

人間には、いろいろな違いがあります。

- 国や言葉の違い
- 皮膚の色の違い
- 男女の性や性的指向の違い
- 宗教や生活習慣の違い
- 心身に障がいがあるかないかの違い
- 親の職業の違い など

どんな違いがあっても、差別されたりいじめられたりしない権利を、あなたやあなたの周りの人も等しくもっています。



性別や身体的な理由などで差別されません

男女の違いや身長・体重など身体的な違い、性格、成績の違いなど、みんな違いがあります。それらの違いを指摘したり、からかったり、仲間はずしをしたり、本人の嫌がるあだ名をつけたりすることも差別になります。



- ★自分が友達や他人から差別や偏見を受けていると感じたとき、あなたはどうしますか。
- ★自分たちの身近な出来事から差別や偏見について考えてみましょう。



関連する
主な条文

第2条 差別の禁止
第23条 障害児の権利



言葉や生活習慣、文化に違いがあります

新潟市には、世界各国から来ている人がいます。生活習慣が違っていたり、言葉が通じなかったりしても、心を通じ合わせるすることができます。

障がいがあっても仲間です

心身に障がいがある人も社会に出て活躍しています。障がいのある人をのけ者にしたり、さげたりすることも差別になります。

黙って見ていることは加害者になるのと同じです

あなたやあなたの周りに、差別されたり、仲間はずれにされたりして、困っている人がいます。それを黙って見ていることは、自分も差別し、仲間はずしにしているのと同じです。同情するだけでなく、行動することが大切です。



自分の考えをはっきり 表現していますか？

自分の考えをもちましよう

あなたは世界に一人しかいません。身の回りのことや、国内、国外のこと、興味のあることなどをじっくり考えて自分自身の意見をもちましよう。

意見や考え方は一人一人違います。自分の意見はもちろん、他の人の意見も尊重ましよう。

あなたには、自分に関係することについて、自分の意見をはっきり言う権利があります。



自由に表現ましよう

「子どもだから」という理由で発言を制限されることはありません。

正しいと思うことは、いつでも、どこでも、だれにでも積極的に発言し、よりよい生活を築きましよう。

表現の仕方は自由で方法もいろいろあります。あなたには自由に表現し、発表する権利や必要な情報を得る権利があります。



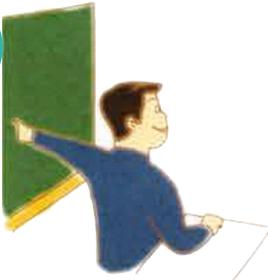
趣味・特技？

性格？

長所・短所？

興味・関心？

学校でも



学級会や授業中、部活動や生徒会活動など学校生活で、「こうしたほうが…」と思ったら、だれとでもどんどん意見を出し合いましよう。

学校のきまりを決めたり変えたりするときも、生徒の意見が大切にされなければなりません。

気軽に話し合える雰囲気をみんなで作っていきましよう。



★自分の意見を言えないときは、どんなときでしょう。その原因を解決する努力をしていますか。

★発言するには勇気が必要です。人の意見もしっかり聞いていますか。

社会でも

身近な出来事からテレビや新聞で知ったことまで、個人でもグループでも意見があれば発言ましよう。

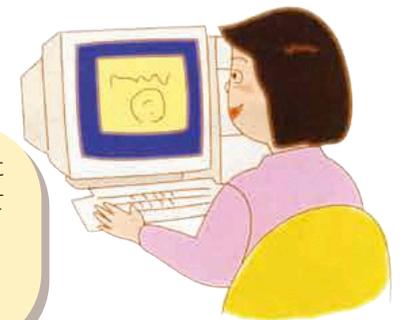
電話や投書、署名やインターネットの利用などいろいろな表現方法があります。

家庭でも



生活・学習のことや進路のことなど、あなたのことについて家族の話し合いが、ますます大切になってきています。

みんなが納得できるように、家族の意見を聞きながら、自分の意見をはっきりといいましよう。



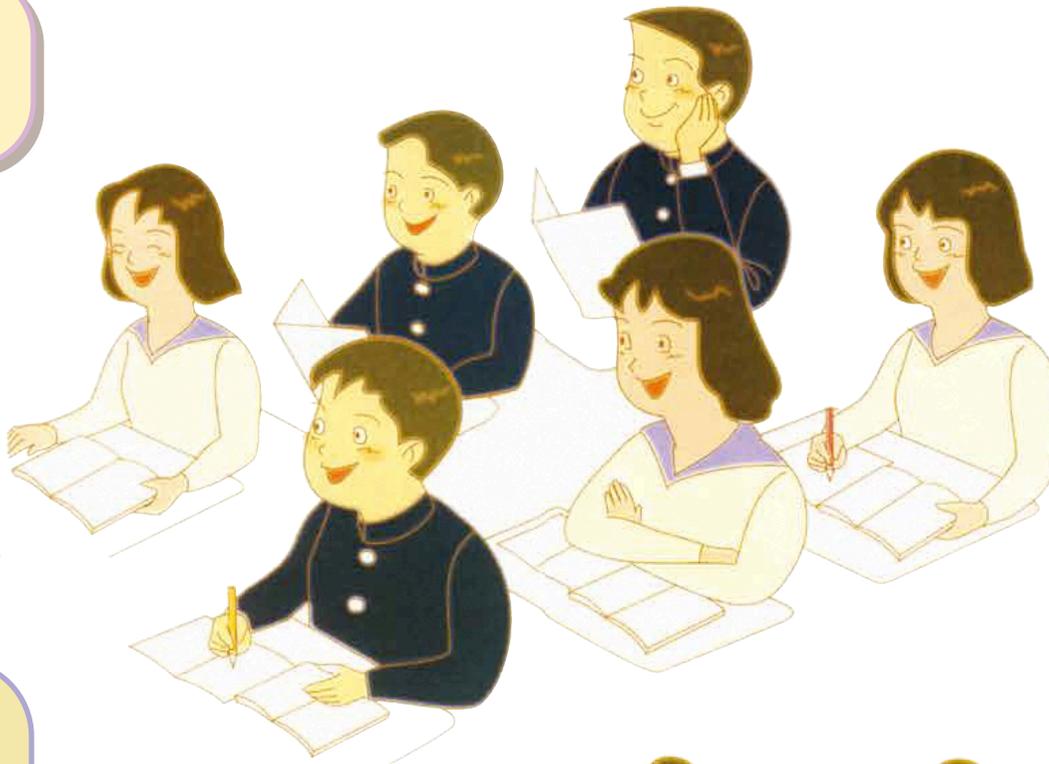
関連する
主な条文

- 第12条 意見表明権
- 第13条 表現・情報の自由
- 第14条 思想・良心・宗教の自由
- 第15条 結社・集会の自由
- 第17条 情報へのアクセス

楽しく遊び、学んでいますか？

余暇や学習を楽しむ権利があります

すべての子どもには、学校や公民館、図書館などで楽しく学習したり、レクリエーションや文化的・芸術的な活動に参加する権利があります。



個性を尊重し みんなで伸びていきましょう

あなたたちの中には、作品づくりが好きな人、楽器の演奏が得意な人、心の優しい人、静かな人、活発な人などいろいろな「個性」をもった人がいます。

お互いの個性を出し合い学び合って、みんなで伸びていきましょう。



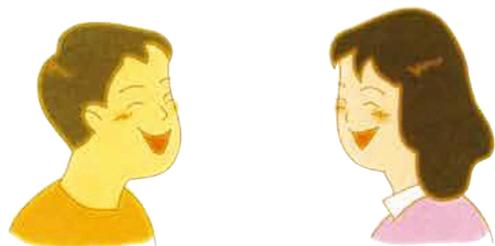
学校で 楽しく 学習できます

不登校やせっかく進学しても途中で退学してしまう生徒が増えています。また、学校では、子どもの体や心を傷つけるような罰を与えることは許されません。

学校はだれにとっても楽しい学習の場であり、みんなが学習する権利は保障されなければなりません。

★人には得意・不得意があります。学校生活や家庭生活中で、相手の良さを見つける努力をしていますか。

★学校が明るく楽しく学べる所となるようにするには、どんな努力が必要だと思いますか。



遊びやレクリエーションを 楽しむことができます

子どもも休息し、余暇をもち、年齢にふさわしい遊びやレクリエーションを楽しむことができます。また、文化的・芸術的な活動に参加し、人間的な成長を図ることができるようさまざまな機会が提供されています。

創作活動や読書、音楽、スポーツなどに積極的にチャレンジしましょう。



関連する 主な条文

第28条 教育への権利
第29条 教育の目的
第31条 休息、余暇、遊び、文化的・芸術的な生活への参加

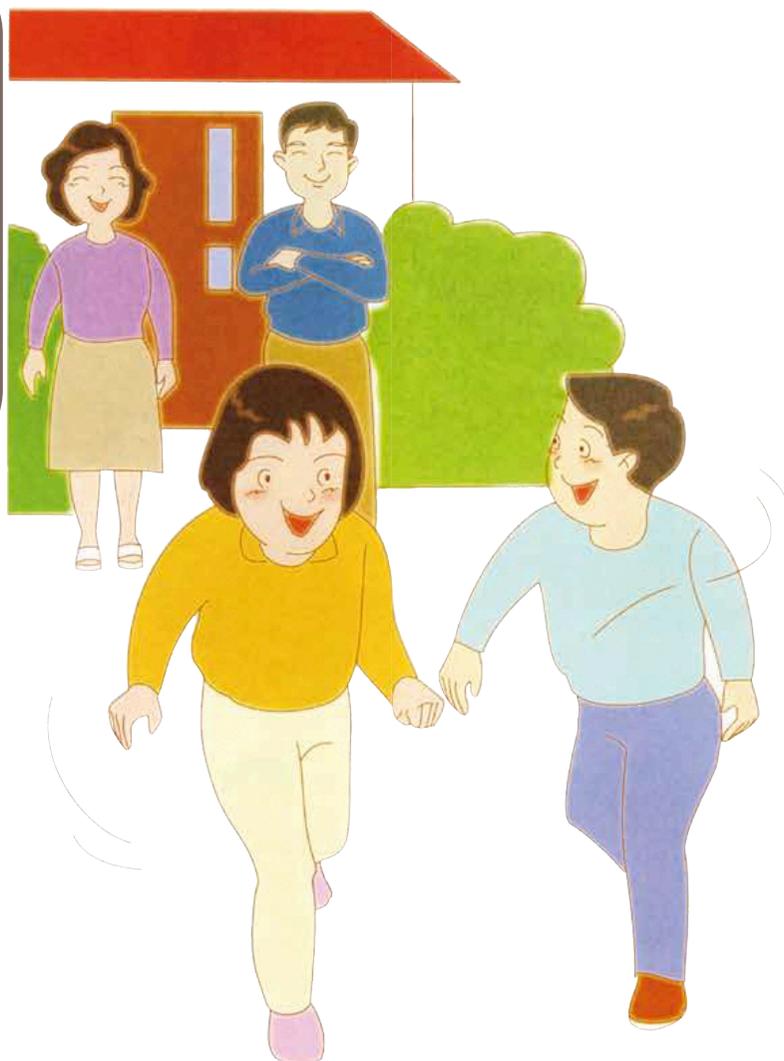
守られて いますか？

子どもは守られます

どの親も、子どもの幸せを願っています。しかし、アジア、アフリカ、中南米など世界中には、学校へ行きたくても行けない子どもたちがいるのです。

また、暴力や麻薬の犠牲となって苦しんでいる子どもたちもいます。

どの国でも、すべての子どもの基本的人権が守られなければなりません。



ぎゃくたい 虐待から守られます

大人は子どもに暴力をふるったり、心を傷つけたりするようなことをしてはいけません。また、子どもを放任するようなことも許されません。

みなさんには大切に育てられる権利があります。



社会の悪から守られます

世界の国の中には、戦争や貧困などから子どもたちが強制的に動かされたり、売春など性的搾取及び性的虐待が行われたりしているところがあります。

また、日本でも、子どもたちの中には麻薬の犠牲や性的虐待を受けている子どもがいます。

このような社会の悪から、子どもたちは法律や条例などによって保護されています。



プライバシーや名誉が守られます

だれもが人に知られたくないことをもっていたり、自分を傷つけられたくないと思っていたりします。子どもも、一人の人間としてプライバシーや名誉が尊重されます。



- ★人に知られたくないプライバシーが侵害されたり、名誉が傷つけられたとき、あなたはどうしますか。
- ★暴力をふるわれたり、心が傷つけられたりしたとき、どうしたらよいと思いますか。

関連する主な条文

- 第16条 プライバシー・名誉の保護
- 第19条 虐待・放任からの保護
- 第32条 経済的搾取からの保護
- 第33条 麻薬・向精神薬からの保護
- 第34条 性的搾取・虐待からの保護
- 第36条 他のあらゆる形態の搾取からの保護

命を大切にしましょう

命は、その人だけに与えられた、かけがえないものです。あなたの命が失われると、お父さんやお母さん、兄弟姉妹をはじめたくさんの人たちが一生苦しみ、悲しむことになります。

たった一つの命が大切にされ、守られる社会をつくることは、私たちの権利であり、責務です。

命、輝いていますか？

いじめは絶対 許されません

あなたに多くの権利が認められているように、他の人にも同じ権利が認められています。いじめは他人の権利を踏みしめる重大な人権侵害です。

「されていやなこと、困ることはしない」という人権感覚と思いやりの心をしっかり育てましょう。

悩みについての主な相談窓口

名称	電話	相談方法・日時	名称	電話	相談方法・日時
新潟市教育相談センター	025-222-8600	面接(予約)・訪問(予約) 月～金 9:00～17:00	「子ども・女性電話相談」	025-382-4152	電話 毎日 9:00～22:00
	025-222-0110 [いじめ SOS]	12/29～1/3を除く いじめ SOS 電話相談 月～金 9:00～17:00	[DV・児童虐待相談フリーダイヤル]	0120-26-2928	
北区教育相談室	025-387-3709	面接(予約)・訪問(予約) 月～金 9:00～17:00	新潟県立教育センター	025-263-4737 [いじめ・不登校等悩み事相談テレホン]	電話 月～金(休日を除く) 9:10～16:00
江南区教育相談室	025-382-1156	面接(予約)・訪問(予約) 月～金 9:00～17:00		025-263-9029 [来所・電話相談]	月～金(休日を除く) 9:00～17:00 来所(要予約)
秋葉区教育相談室	0250-23-0101	面接(予約)・訪問(予約) 月～金 9:00～17:00	新潟県いじめ相談電話	025-231-8359	電話 毎日 24 時間対応
南区教育相談室	025-373-4895	面接(予約)・訪問(予約) 月～金 9:00～17:00	新潟県弁護士会	0120-66-6310 [子どもの悩みごと相談]	電話相談 月・木(祝祭日を除く) 16:00～19:00
西蒲区教育相談室	0256-82-1800	面接(予約)・訪問(予約) 月～金 9:00～17:00		025-222-5533	相談予約・弁護士紹介 平日月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
新潟市児童相談所	025-230-7777	面接(予約) 月～金 8:30～17:30	新潟県地方務局 ☆「人権相談」	0120-007-110 [子どもの人権 110 番(子ども専用)]	面接・電話・手紙 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15 子ども人権 110 番 月～金(祝日を除く) 8:30～17:15
新潟市若者支援センター(オール)	025-247-6777	面接(予約) 月～金 9:00～17:00		新潟いのちの電話	025-288-4343
			新潟県警察本部	新潟少年サポートセンター 025-285-4970	電話・面接(予約) 8:30～17:15 土日・祝日を除く
			全国統一の 24 時間子ども SOS ダイヤル	0120-0-78310 毎日 24 時間対応	なやみ音おう 0120-0-78310 毎日 24 時間対応

◎「子どもの権利条約」について、もっとくわしく調べたり知りたい人は、学校の先生や☆印の機関に相談してください。

良い環境で生きる権利があります

子どもには精神的、身体的、経済的な不安や苦痛から守られ、良い環境の中で生き生きと育てられる権利があります。

いじめをやめるよう主張する権利、保護・救済を求める権利があります。

また、権利が守られるよう相談機関もあります。

生き生きと活動



自分の権利も
あなたの権利も大切に



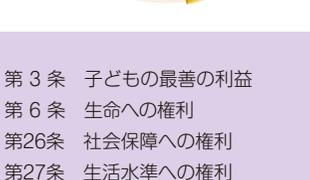
明るく、意欲・気力に
満ちた子ども



明るく相談



いじめを許さない



関連する
主な条文

- 第3条 子どもの最善の利益
- 第6条 生命への権利
- 第26条 社会保障への権利
- 第27条 生活水準への権利

★心身に危険を感じたとき、あなたはどうしますか。
★いじめの心は、どんなときに起こると思いますか。

子どもたちの成長を願って……

子どもがこの条約における権利を実現するとき、大人は子どもの発達段階に応じて子どもに指示したり、励ましたり、注意したりする責任、権利および義務もっています。

それもあなた方を大切に思っているからです。

関連する 主な条文

- 第5条 親の指導の尊重
- 第18条 親の第一次的養育責任と国の援助

全文の見出し一覧

(色文字は、解説を掲載した条文)

前文

条約のつくられた背景と理念

第1部

- 第1条 子どもの定義
- 第2条 差別の禁止
- 第3条 子どもの最善の利益
- 第4条 立法・行政その他の措置
- 第5条 親その他の者の指導
- 第6条 生命への権利
- 第7条 名前・国籍を得る権利
- 第8条 身元の保全
- 第9条 親からの分離禁止
- 第10条 家族再会
- 第11条 国外不法移送・不返還の防止
- 第12条 意見表明権
- 第13条 表現・情報の自由
- 第14条 思想・良心・宗教の自由
- 第15条 結社・集会の自由
- 第16条 プライバシー・名誉の保護
- 第17条 情報へのアクセス
- 第18条 親の第一次的養育責任と国の援助
- 第19条 虐待・放任からの保護
- 第20条 代替的養護
- 第21条 養子縁組
- 第22条 難民の子どもへの保護・援助
- 第23条 障害児の権利の国際協力
- 第24条 健康・医療への権利
- 第25条 措置された子どもの定期的審査
- 第26条 社会保障への権利

- 第27条 生活水準への権利
- 第28条 教育への権利
- 第29条 教育の目的
- 第30条 少数者・先住民の子どもへの権利
- 第31条 休息、余暇、遊び、文化的・芸術的生活への参加
- 第32条 経済的搾取からの保護
- 第33条 麻薬・向精神薬からの保護
- 第34条 性的搾取・虐待からの保護
- 第35条 誘拐・売買・取引の防止
- 第36条 他のあらゆる形態の搾取からの保護
- 第37条 自由を奪われた子どもの適正な取扱い
- 第38条 武力紛争における子どもへの保護
- 第39条 心身の回復と社会復帰
- 第40条 少年司法
- 第41条 既存の権利の確保

第2部

第2部は、第42条から第45条までであり、広報、委員会の設置、報告義務などを具体的に推し進める手続き、義務等に関する内容です。

第3部

第3部は、第46条から第54条までであり、条文の改正、廃棄などの手続きに関する内容です。

子どもの権利条約

「わたしたちの権利について考えてみよう」(中学生用)

発行日 令和2年5月
編集 集 「児童の権利に関する条約」パンフレット作成委員会
発行 新潟市教育委員会